

広域水道事業体の設立準備協議の基本方針（案）

香川県広域水道事業体設立準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する香川県、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「関係団体」という。）は、広域水道事業体の設立準備を進めるに当たり、次の基本方針を確認する。

1 広域水道事業体の設立準備の目的

協議会は、香川県内の水道事業及び水道用水供給事業における経営の合理化及び業務の効率化を推進することにより、給水サービスの向上を図り、香川県民に対し将来にわたって安全な水道水を安定的に供給する広域水道事業体の実現を目的として、当該広域水道事業体の設立の準備を行う。

2 広域水道事業体の設立の時期

広域水道事業体の設立は、協議会設置後3年を目途とする。

3 広域水道事業体が経営する事業

広域水道事業体は、次の各号に掲げる事業を経営する。

- (1) 関係団体(関係団体が設置する一部事務組合を含む。)の水道事業(簡易水道事業にあつては、広域水道事業体の設立の日までに上水道事業に統合されるものに限る。)及び水道用水供給事業を統合した事業
- (2) 中讃地区工業用水道事業
- (3) 五色台水道事業

4 職員

- (1) 広域水道事業体の職員は、当分の間、関係団体からの派遣職員（以下「派遣職員」という。）をもって構成する。
- (2) 派遣職員の身分、職、給与等については、別に定める。

5 経費の負担

広域水道施設の整備及び経年施設の更新に当たっては、国庫補助制度等を活用するとともに、関係団体は、地方公営企業法及び総務省が定める繰出基準に基づき、所要額を広域水道事業体へ繰り出すこととする。

6 水道用資産等の引継ぎ

- (1) 関係団体の水道用資産等は、原則として全て広域水道事業体に無償

で引き継ぐものとする。

- (2) 前号の水道用資産等の引継ぎは、関係団体が当該資産について有する権利及び債務の移転を伴うものとする。

7 水道料金

- (1) 広域水道事業体は、事業開始後一定期間は、統合される事業（以下「旧事業」という。）ごとに区分経理を行うこととし、同期間（以下「区分経理期間」という。）の終了後に、水道料金の統一をすることを目指すものとする。
- (2) 区分経理期間中は、旧事業の給水地域ごとにそれぞれ旧事業の料金体系を用いることとし、区分経理における費用及び収益の均衡に十分に留意して、水道料金を適切に設定していくものとする。

8 広域水道施設整備及び経年施設更新整備の基本方針

- (1) 広域水道施設の整備に当たっては、香川用水を基本的に全量活用することを前提に、水源の一元管理及び円滑な水融通を行うために、関係団体の浄水場、水源施設等を再編整備することとする。
- (2) 経年施設の更新に当たっては、基幹管路の更新及び耐震化を優先するなど、重要度及び優先度を勘案した更新基準を設定する。